

国立民族学博物館貴重文献図書資料取扱要項

平成17年2月22日
要項第 14 号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立民族学博物館図書室利用細則第15条の規定に基づき、国立民族学博物館（以下「本館」という。）が保管する文献図書資料のうち、学術的及び文化史的に価値が高く、かつ、保管に努めて永く後世に継承する必要があると認められる資料（以下「貴重資料」という。）の指定、保管及び利用方法について定めるものである。

(指定基準)

第2条 貴重資料の指定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日本の図書は、慶長（－1614年）以前に印刷又は書写されたもの
- (2) 中国の図書は、明代（－1644年）以前に印刷又は書写されたもの
- (3) 朝鮮の図書は、光海君朝（－1622年）以前に印刷又は書写されたもの
- (4) 中国・朝鮮以外の外国の図書は、1700年以前に印刷又は書写されたもの
- (5) 第1号から第4号に定める年代後に印刷又は書写されたもので、次のいずれかに該当するもの
 - ア 伝写本が少なく、資料的価値が高いと認められるもの
 - イ 名家の書入れ等により、資料的価値が高いと認められるもの
 - ウ 名家自筆の稿本、書簡、手写本で資料的価値が高いと認められるもの
 - エ その他特に資料的価値が高いと認められるもの

(指定の手続き)

第3条 貴重資料の指定は、本館研究教育職員から前条各号のいずれかに該当する貴重資料として、貴重文献図書資料推薦書（様式第1号）により推薦のあったものについて、図書委員会での審議を経た後、館長が行う。

(指定解除の手続き)

第4条 貴重資料として指定されているものについて、正当な理由が認められる場合は、その指定を解除できる。

2 指定解除の手続きは、指定の手続きに準ずるものとする。

(保管及び保存)

第5条 貴重資料の保管及び保存は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 貴重資料保管庫に配置し、防火、防虫及び防湿等に必要な措置を講じ、損傷することのないよう十分注意するものとする。
- (2) 損傷した貴重資料については、適切な補修措置を講ずるものとする。

(利用)

第6条 貴重資料の利用は、閲覧、写真撮影、貸付及び事業利用に限る。ただし、館長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 閲覧及び写真撮影の利用時間は、本館図書室開室日の午前9時から午後4時30分までとする。

3 貴重資料の出納は、情報課担当者が行う。

(閲覧)

第7条 貴重資料の閲覧を希望する者は、貴重文献図書資料閲覧願（様式第2号）を提出し、館長の許可を得なければならない。

2 閲覧は、情報課担当者の指示に従い、指定された場所で行う。

(写真撮影)

第8条 写真撮影を希望する者は、人間文化研究機構資料特別利用規程第4条第2項に定める館長の許可を得なければならない。

(貸付)

第9条 貸付利用については、国立民族学博物館民族学資料貸付細則に定めるとおりとする。

(事業利用)

第10条 事業利用については、国立民族学博物館文献図書資料等事業利用内規に定めるとおりとする。

(遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 汚損、破損、湿気及び手の汚れ等に留意し、原状を変更することのないように慎重に取り扱うこと。
- (2) 無断で複製しないこと。
- (3) 論文、著作物へ引用する場合又は複製物を展示等する場合には、本館所蔵の旨を明示すること。

(弁償)

第12条 利用者は、貴重資料又は保管用品等に損害を与えた場合は、その損害を弁償しなければならない。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、貴重資料の取扱いに関して必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年2月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年6月24日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月12日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。